藤枝市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準 を定める条例の一部を改正する条例

藤枝市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める 条例(平成26年藤枝市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「特定教育・保育にかかる施設型給付費」の次に「(法第27条 第1項の施設型給付費をいう。以下同じ。)」を加える。

第51条中「、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と」を「、 第15条第1項中「施設型給付費(法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下 同じ。)」とあるのは「地域型保育給付費(法第29条第1項の地域型保育給付費を いう。以下この項において同じ。)」と」に改める。

第53条第3項中「及び満3歳以上保育認定子ども」の次に「(子ども・子育て支援法施行令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。)」を加え、「第13条」を「第14条」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。